



北町はるのひ児童館

令和7年11月
北町はるのひ児童館
電話3933-5100

中高生タイム



毎週水曜・木曜・土曜 5:00～7:00 中高生タイムを実施しています。

◆ ダンスクラブ 6日(木)5:00～

ダンスを基礎から教えてもらえるよ♪一緒に踊ろう！

◆ テスト勉強会 8日(土) 5:00～

勉強で分からないことを質問できるよ。

◆ 中高生クッキング 20日(木) 5:00～

今月は「スイートポテト」を作ります！

◆ わくわくえんにち 29日(土) 2:00～4:00

食べ物屋やゲーム屋があるよ。遊びに来てね！

※11月29日(土)の通常利用は
5時からです。

知っていますか？ 子どもの権利条約

子どもの権利条約とは？

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。条約の基本的な考え方は、以下の4つの原則で表されます。



差別の禁止

（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の国籍や人種、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益

（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利

（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重

（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典

日本ユニセフ協会ホームページ
「子どもの権利条約」

中高生タイムでは、中学生・高校生が優先利用できる部屋があります。

図書室で宿題や試験勉強をしたり、音楽室でバンド活動をすることもできます。

